



平生町お知らせ版

令和7年（2025年）5月23日

議会本会議・委員会・全員協議会の開催について

議会事務局

6月定例会の日程は、6月4日に開催する議会運営委員会において決定されますが、現時点では次のとおり、本会議、各常任委員会および全員協議会を開催する予定です。

正式な日程が決定しましたら、役場本庁舎前（正面玄関に向かって右側）の平生町掲示板および佐賀出張所の掲示板に掲示し、町のホームページにも掲載します。

◆日程表

月	日	曜日	本会議および委員会	開会(議)予定時間	場 所
6月	6日	金	全員協議会	午前9時	委員会室
	16日	月	本会議		議場
	17日	火	本会議		
	18日	水	産業文教常任委員会		委員会室
	19日	木	総務厚生常任委員会		
	24日	火	本会議		議場

◆注意事項

- ・傍聴を希望される人は、当日、平生町役場議場の傍聴席入口または委員会室の入口からお入りください。事前の申込みは必要ありません。
- ・発熱等風邪症状のある人や体調のすぐれない人などは傍聴をご遠慮ください。
- ・本会議は議事の進行によっては、休会となることもあります。

◆問合せ先 議会事務局（TEL：56-7110）

平生町議会だより第176号掲載記事に関するお詫びと訂正

平生町議会
議会事務局

平生町議会だより第176号（4月25日発行）掲載記事の誤りをお詫びして訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
8ページ一般質問 「原子力関連施設の 立地拒否条例等の 検討は」に対する答 弁の10行目から13 行目の後段	上関町より前に 説明を受けるこ とは順序として はないのが共通 の認識である。	上関町より前に説明を受けることは順序として はないのが共通の認識であった。しかし、周辺自 治体の住民の不安を考えると、上関町と周辺1市 3町の立場は異なるとの認識の上で、別々の手続 きとして切り離して考える段階に来ているとの 協議となっている。

◆問合せ先 議会事務局（TEL：56-7110）

回
覧

Jアラートの試験放送を行います

総務課 地域安全班

このたび、全国瞬時警報システム「Jアラート」を使用し、緊急地震速報の防災行政無線による試験放送を行います。

これは、地震や津波、武力攻撃などの発生に際し、時間的余裕のない事態に備え、全国的に行われる情報伝達訓練です。

◆Jアラートを使用した緊急地震速報（試験放送）について

【実施日時】

6月18日（水） 午前10時ごろ

【放送内容】

「只今から訓練放送を行います」



《《 緊急地震速報チャイム音 》》

「緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です」×3回



「これで訓練放送を終わります」

※実際の地震と間違わないようにしてください。

※町の防災メールに登録している方には、メールが届きます。

※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

◆シェイクアウト訓練について

町では、消防庁が実施する緊急地震速報訓練に合わせて、シェイクアウト訓練を実施します。訓練時に来庁された方におかれましても、可能なかぎり避難行動をとっていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

地震はいつ、どこで起こるか分かりません。地震の揺れから身を守るためには、その場所や状況に応じて、冷静に行動する必要があります。

シェイクアウト訓練は、皆様が普段過ごされている家庭、職場、学校などで気軽に取り組むことができる訓練です。試験放送に合わせて、ぜひ訓練を実施し、地震が起きた場合の行動を再確認しましょう。

次ページへつづく



DROP!



COVER!



HOLD ON!

『3つの安全行動』を1分間とってください。

「まず低く」・・・姿勢を低く保ちます。

「頭を守り」・・・テーブルの下に隠れたり、座布団で覆うなど、身近にあるもので頭を守ります。

「動かない」・・・揺れが収まるまでそのまま動かずじっとしていきましょう。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

ホームタウン平生「特定公共賃貸住宅」の入居者を募集しています

建設課 住宅建築班

町では、特定公共賃貸住宅入居者を随時募集しています。ご希望の人はお申し込みください。入居者選考は、申込書等の書類審査、実態調査、警察への照会等により公正に行います。

◆特定公共賃貸住宅とは

一般の公営（町営）住宅とは異なり、中堅所得者層にある世帯の定住やＵターン者等の受入のために「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号）」に基づき、建設された住宅です。

・特定公共賃貸住宅の概要

所在地：平生町大字平生村 630 番地の 1（ホームタウン平生内）

構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 3 L D K

駐車場：1 戸につき 1 台分有り

主要設備：テレビ共視聴（衛星放送有り）

ガス温水器 3 カ所給湯（台所・浴室・洗面所）、公共下水道

◆家賃

59,000 円／月 政令所得月額による家賃減額制度有り（下表参照）

政令所得月額	家賃（入居者負担月額）
158,000 円～259,000 円	41,000 円
259,001 円～350,000 円	47,000 円
350,001 円～487,000 円	53,000 円

※政令所得の算出方法についてはお問い合わせください。

◆敷金

177,000 円（上記家賃の 3 カ月分）

◆募集戸数

3 戸（205 号・303 号・304 号）

◆申込資格

次の要件を全て備えている人

(1) 政令で定める基準の所得がある人

（政令所得月額が 15 万 8 千円以上、48 万 7 千円以下であること）

(2) 自ら居住するための住宅を必要としていること

(3) 現に同居、または同居しようとする親族（内縁関係にある人および婚約者を含む）がいる人

(4) 市区町村税に滞納が無い人

(5) 申込者、同居者または同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員ではないこと

次ページへつづく

◆申込方法

町役場建設課に備え付けの特定公共賃貸住宅申込書に必要事項を記入の上、提出してください。申込書は、町ホームページからも入手できます。

添付書類は入居者選考により、入居が内定した人のみ提出していただきます。

◆受付日時

随時（随時選考を行い、空きが無くなり次第終了）

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

◆選考方法

申込書等の書類審査、実態調査、警察への照会等により公正に選考します。

◆入居者選考後

入居者選考後、入居内定者は次の書類を提出していただきます。

(1) 収入証明書類

入居しようとする親族全員について、市町村長の発行する最新の課税・非課税証明書

(2) 住民票（本籍なし、続柄あり）

入居しようとする親族全員の住民票

※婚約者などについても住民票が必要です。

(3) 完納証明書

入居しようとする親族（賦課されている人）全員の完納証明書

(4) その他

受付窓口において、申込資格の適正な審査のため提出を求められた書類など

◆入居可能時期

入居可能になり次第、随時

◆注意事項

(1) 入居の際、次の条件を満たす連帯保証人1名が必要です。

- ・ 入居者と同程度以上の所得を有していること
- ・ 市区町村税に滞納が無いこと

(2) 団地内でのペットの飼育は禁止しています。

◆申込みおよび問合せ先

町役場建設課 住宅建築班（TEL：56-7118）

「平生町健康づくり推進協議会」委員を募集します

健康保険課 保健班

町の健康づくりの推進に関して、町民の皆様のご意見をいただくため、平生町健康づくり推進協議会の住民委員を次のとおり募集します。

◆平生町健康づくり推進協議会住民委員について

募集人数	若干名
応募資格	満 20 歳以上で町内に在住し、健康づくりに関心があり、協議会（年 3 回程度開催）に出席いただける人
応募方法	申込書に必要事項を記入の上、町保健センターまで提出してください。 （FAX、電子メール、郵送可） ※申込書は町保健センター窓口および町ホームページから入手できます。 ※郵送の場合は「協議会委員応募」と赤字で記載の上、町保健センターに送付してください。
応募期間	6 月 2 日（月）～20 日（金）※必着
選考方法	書類選考（選考結果については応募者全員に郵送で通知します）
任期	令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 10 年 6 月 30 日（金）
仕事内容	平生町健康づくり推進協議会での意見および提案
謝礼	協議会 1 回の出席につき 3,000 円

◆応募および問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）（〒742-1102 平生町大字平生村 178 番地）
（メール：hoken@town.hirao.lg.jp FAX：56-0200）

献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月 日	時 間	場 所
6 月 15 日（日）	午前 9 時 30 分～正午 午後 1 時 15 分～午後 4 時	マックスバリュ平生東店

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの人はご持参ください。（献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「マイナンバーカード」など本人確認書類をご持参ください）

◆感染症予防のために

- ・受付時に体温測定を行い、発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- ・会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。

◆問合せ先 町保健センター（TEL：56-7141）

無料歯科健康診査および相談のお知らせ

健康保険課 保健班

「歯と口の健康週間」にあわせ、県内の歯科医院で無料歯科健康診査および相談を実施します。

◆実施期間 6月4日（水）～6月10日（火） ※日曜日は除く

◆町内の実施場所

医療機関名	電話番号	所在地
岡崎歯科医院	56-6007	平生村 605-4
国重歯科医院	56-2300	平生村 564-2
ときまさ歯科医院	57-0088	豎ヶ浜 777-4
ひろなか歯科	56-7080	曾根 2354-36

※事前に診療所に電話でお申し込みください。

※町外の山口県歯科医師会会員の歯科医院でも受診ができます。

会員診療所はホームページから検索できます。

公益社団法人 山口県歯科医師会 (<http://ygda.or.jp/>)



◆対象者 山口県民

◆費用 無料（所定健診票の内容に限る）

※治療等が必要な場合は健康保険の対象となり、自己負担が生じます。

◆問合せ先

公益社団法人 山口県歯科医師会（TEL：083-928-8020）

8020達成者表彰のお知らせ

健康保険課 保健班

「8020運動」とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。満80歳以上で自分の歯が20本以上残っている人は、歯科医院の推薦に基づき表彰されますのでぜひご応募ください。

◆対象者

満80歳以上で自分の歯が20本以上残っている人

※治療をしている歯でも自分の歯であれば対象となります。

◆応募方法および表彰方法

自薦、他薦を問わず、山口県内の各歯科医院において口腔内診査を行い、歯科医院の推薦状に基づき表彰状および記念品をもって表彰されます。

◆応募期限

令和8年3月31日まで

◆その他

受賞者の了解に基づき、市町名および氏名が山口県歯科医師会ホームページで公開されます。

◆問合せ先 山口県歯科医師会（TEL：083-928-8020）

農地の情報を募集します

産業課 農林水産班

町では、農地の維持および新規就農者や規模拡大農家（以下「新規就農者等」といいます）が営農を開始・拡大するにあたり、営農に好条件な農地の情報を収集し、台帳整備を行い、新規就農者等へ耕作できる農地を紹介するため、農地の情報を募集します。

◆募集する農地の条件

次のすべてにあてはまる農地の情報を募集します。

- 新規就農者等に賃借、譲渡可能な農地であること。
- 町内の農地であること。
- 現在、耕作中の農地もしくは保全管理がされている遊休農地で、速やかに耕作が再開できる農地であること。
- 2tトラック程度の横づけが可能な道に接していること。
- 一団の農地の面積が 3,000 m²程度以上のもの。

◆台帳の登録

応募された農地については、所有者および相続人等（以下「所有者等」といいます）から聞き取りを行った上、関係機関で協議を行い台帳登録農地を選定します。

選定された農地において、所有者等より次の条件の同意が得られた場合、台帳登録を行います。

◆台帳登録上の農地の条件

- 台帳登録期間中は、登録される農地の所有者等により、農地の保全管理（草刈等、複数回/年）を継続していただきます。
- 台帳登録期間中に、第三者への賃貸借・売買等の権利異動を行う際には、町の同意が必要です。
- 新規就農者等から農地の情報を求められたときは、農地の情報を公開します。

◆台帳登録のメリット

保全管理した農地については、年1回分の草刈費用相当額を最長3年間助成します。
（費用については町で標準単価を算出します）

◆台帳の登録期間について

台帳の登録期間は3年とします。（延長可）

◆問い合わせ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

農業に関する地域計画の座談会を開催します

産業課 農林水産班

町では農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月31日に地域農業の未来設計図として「地域計画」および「目標地図」を作成しました。目標地図は10年後を目安に農地を1筆ごとに誰が耕作していくのかを図示した農地利用の将来図となるものです。

このたび、地域計画の取組みを推進するため、次のとおり令和7年度の座談会を開催します。事前のお申し込みは不要ですので、各地区の農業者や農地所有者のみなさんはぜひご参加ください。

◆座談会の開催日時および開催場所について

地区	日時	場所
曽根地区 (大字曽根)	6月4日(水) 午後6時～	曽根地域交流センター 会議室
大野地区 (大字大野南、大野北)	6月11日(水) 午後6時～	大野地域交流センター 集会室
平生地区 (大字平生町、平生村、豎ヶ浜、宇佐木)	6月16日(月) 午後6時～	町役場2号棟3階 大会議室
佐賀地区 (大字佐賀、小郡、尾国、佐合島)	6月18日(水) 午後6時～	佐賀地域交流センター2階 大会議室

◆参加対象者(参加申込不要)

各地区の耕作者や農地所有者、これから農業に取り組もうと考えている人など

◆座談会の内容

- ・地域計画についての説明
- ・新たに地域計画の区域に入れる農地についての協議
- ・担い手や耕作者についての協議 など

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL:56-7117)

6月は住環境衛生推進月間です

～環境衛生に注意して快適な生活を送りましょう！～

環境政策室

◆ネズミおよび衛生害虫の防除を行いましょう

ネズミおよびゴキブリをはじめとした衛生害虫は、私たちの生活様式の変化等に伴い、年間を通じ活動が見られるようになってきていますが、気温の上昇とともに活動が活発になります。

衛生害虫は、存在自体が不快感を与えるということもありますが、消化器系感染症や食中毒などを媒介する危険性があることから、生活環境の面からも駆除が必要です。

駆除にあたっては、生息場所を確かめ、掃除や食品・残飯などの管理をしっかりと行った上で薬剤を使うと効果的です。

また、薬剤の使用に際しては、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。

◆室内の換気に注意しましょう

これから梅雨時期を経て夏場を迎えますが、この時期は温度や湿度が高くなり、カビなどが発生しやすく、室内が不快に感じやすくなります。

特に、新築・改築・改装後の建物は、高温になるほど建材や内装材に使用された新材などから化学物質が放出されやすくなり、臭いなどが不快に感じる場合があるため注意が必要です。

室内の定期的な換気により、外気を取り入れ、ほこりなどを取り除いて、室内を快適にするように心がけましょう。

窓による換気は、場所が離れた2か所の窓を開けると効果的です。

◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

下水道台帳作成による測量業務を実施します

建設課 下水道班

この業務は、下水道台帳を作成するため、現地に立ち入り測量を行うものです。

そのため、道路や皆様の敷地内に立ち入り、公共ますの位置等の確認をさせていただきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、立ち入りを行う委託業者は、本町発行の身分証明書を携帯し「調査員」と書かれた腕章を着用するよう義務づけています。

◆業務期間

6月2日（月）～6月13日（金）

◆委託業者

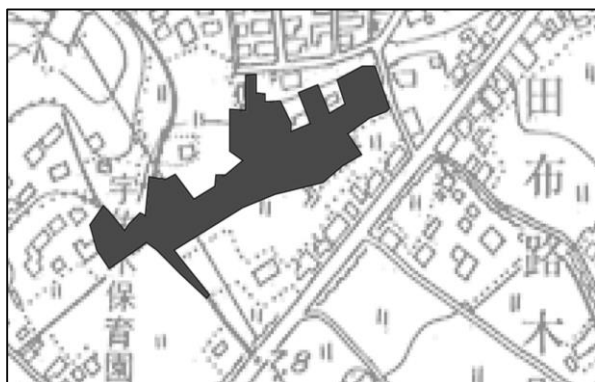
（株）ウエスコ（TEL：086-254-2892）

◆問合せ先

町役場建設課 下水道班（TEL：56-7118）

 今回測量を実施する区域

▼田布路木地区



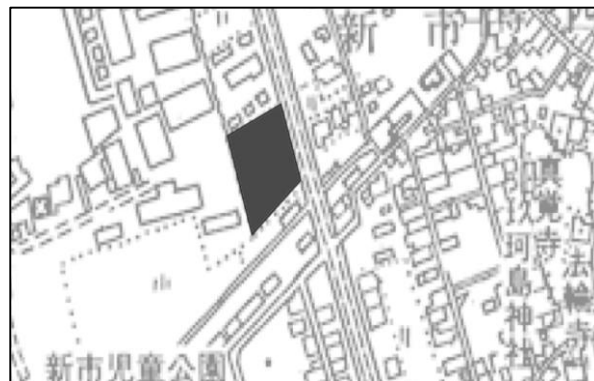
▼喜多地区



▼和泉地区



▼新市地区



次回発行日は6月27日（金）です